

## 登録研修機関 業務規程

事業所名	有限会社ウェルフェア			
所在地	〒890-0056 鹿児島市下荒田1丁目8番11号 松久保ビル3F			
連絡先・ 相談窓口	部署名	事業所名と同じ	担当者	船川 雅／佐藤 兆
	電話番号	099-286-0703	FAX	099-286-0703
	E-mail	<a href="mailto:info@welfare-kaigo.com">info@welfare-kaigo.com</a>		

### 1.研修について

研修事業名	平成28年度 第1回 介護職員等によるたん吸引等研修事業		
研修の目的	平成24年度から施行の介護職員等によるたんの吸引等の制度化について、特別養護老人ホーム等の施設等において、必要なケアをより、安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等養成を目的とする。		
実施期間	平成28年6月16日 ～ 平成28年8月25日		
実施場所	1.講義	有限会社ウェルフェア 4F(研修室)	
	2.演習	有限会社ウェルフェア 4F(研修室)	
	3.実地研修	各対象者の居宅及び介護施設等	
受講資格	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、障害児(者)施設等(医療施設を除く)、居宅サービス事業所等に勤務の介護職員等(介護福祉士を含む)		
受講定員	20名		

### 2.研修のカリキュラムについて

#### (1)研修課程

○	第1号研修	喀痰吸引及び経管栄養のすべて(不特定多数の者対象)
○	第2号研修	喀痰吸引等のうち口腔又は鼻腔において行われる喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養(不特定多数の者対象)
	第3号研修	各喀痰吸引等行為の個別研修(特定の者対象)

#### (2)カリキュラム表 (別紙1 参照)

### 3.受講申込みについて

## 登録研修機関 業務規程

受講料	講義 + 演習	35,640円(消費税込) (賠償責任保険加入料含む/テキスト代 別途2,160円) 基本研修・演習のみ受講希望の方 1,000円(1時間につき) ※修了証明書が発行されている方に限ります。
	実地研修	講義・演習料に含む 実地研修に関わる経費(交通費・食費等は受講生負担とする。)
受講科目の一部免除	免除の有無	あり
	免除科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 基本研修の演習のうち、「口腔内喀痰吸引演習」および実地研修のうち「口腔内喀痰吸引演習」</li> <li>・対象者: 平成24年度に受講した「たん吸引研修 第2号研修」において履修済の研修科目</li> <li>・対象者 実地研修以外の講義・演習のすべて</li> </ul>
	対象者	①「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取り扱いについて(平成22年4月1日医政発第0401第17号厚生労働省医政局通知)に基づくたんの吸引等を適切におこなうために必要な知識および技術に関する研修を修了した者
		②平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業(不特定多数の者対象)」の研修(平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」)を修了した者
		③「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施について(平成23年度10月6日老発1006第1号厚生労働省老健局長通知)に基づく研修を修了した者
④平成24年度以降に「たん吸引等研修第1号・第2号研修」を受講するも、やむを得ず修了しなかったため、「一部履修証明書」を持つ者 ⑤介護福祉士養成機関で「医療的ケア」の講義・演習を履修した者 ⑥その他、当社が免除必要と認めた者		
申込方法	応募の際、①～③は研修の「修了証明書」「履修証明書」の写し④は「一部履修証明書の写し」⑤は「成績証明書」ならびに科目シラバスを添えて申し込む⑥については別途指示する	
支払方法	上記受講料の合計費用を研修開始日に徴収する。	
解約・返金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講生の都合によるキャンセル・返金には応じない。</li> <li>・受講途中に当社ならびに実地研修機関の判断で受講を中止した場合に限り、50%の返金をする。</li> </ul>	
受講申込みの手続・決定方法について	募集要項に基づき、所定の書類を当社まで提出。定員設定にかかわらず、実地研修の受け入れ状況や、研修受講の必要性等を勘案した上で、選考をおこなうものとする。	

### 4. 受講にあたっての注意事項等

## 登録研修機関 業務規程

遅刻・早退・欠席の取り扱いについて	遅刻： 原則不可。ただし、やむを得ない事情の場合は補講を行う。 早退： 同上 欠席： 同上
受講料	補講の方法 <基本研修> 講義：レポート課題作成(要補講料) 演習：当社主催の別講義への参加(要補講料) 筆記試験追試：別日程を設ける。(要追試験料) <実地研修> 研修日を1日単位で追加(要補講料)
	補講の費用 <基本研修> 講義：欠席時間数 × 1,000円 演習：1科目につき3,000円 筆記試験追試：3,000円 <実地研修> 1日につき5,000円
評価方法について	<基本研修> 講義：講義終了後の筆記試験により、総得点の9割以上の得点者を合格とする。 演習：すべてのケア等の種類ごとの実施回数以上の演習を実施した上で、評価表のすべての項目について、講師の評価結果が、「介護職員によるたん吸引及び経管栄養のケア実施の手引きの手順」とおり実施できているとなった場合に、演習の修了と認める。 <実地研修> 各ケアの種類ごとの実施回数以上の実地研修を実施したうえで、評価表のすべての項目について、医師又は指導看護師等の評価が、「介護職員によるたん吸引及び経管栄養のケア実施の手引きの手順」とおり実施できているとなった場合であって、次に掲げる基準を満たす場合に修了を認定する。 一. 当該ケアにおいて最終的な累積成功率が70%以上であること。 二. 当該ケアにおいて最終3回のケアの実施において不成功が1回もないこと。
実地研修について	<すべての受講生> ・ <b>実地研修は自身の勤務先等、自身で研修場所を確保する事を前提とする。</b> ・有限会社ウェルフェアと実地研修施設との間で委託契約を締結するものとする。 なお、実地研修先は別紙2に示す要件を満たしていることを基本とする。 ・実地研修での受講生の取り組みは以下の通りとする。 ①受講生は、実習教育と実習指導において、要求される資質と能力を事前に可能な限り身につけるように努めるものとする。 ②受講生は、実習において要求される専門的知識・技術・価値並びに態度に関しては、実習先における教育に基づいて、学習しなければならない。 ③受講生は、実習指導者の下に学習プログラムについて真摯に取り組むものとする。 ④受講生は、個人情報保護法や社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、実習において要求される守秘義務や信用失墜行為防止義務、さらに誠実義務を果たすものとする。 ・実習中に以下のような事態が生じた場合は、実習中止の措置を講ずることがある。 ①受講生の重大なルール違反 ②利用者への加害行為、人権侵害行為

## 登録研修機関 業務規程

	<p>③心身の事由による実習が継続困難な場合</p> <p>④守秘義務違反及び信用失墜行為(社会福祉士法及び介護福祉士法)</p> <p>⑤受講生に行った指摘に対して適切に対応しなかったとき</p> <p>⑥その他、実習期間が実習受け入れ困難と判断したとき</p> <p>⑦その他、当社が実習実施困難と判断したとき</p> <p>＜当社が実地研修先を紹介する場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修場所、研修日程は概ね選択できない。</li> </ul> <p>(原則として、実地研修実施前に実地研修先並びに日程を提示する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実地研修希望者が多数の場合、受講生の業務上の必要度を勧案することがある。</li> </ul> <p>(実地研修に日程の調整等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実習中止の措置を取る場合には、受講生並びに受講生の所属長へ通知を行う。</li> </ul> <p>また、中止後の振替研修までは実施しない。</p> <p>(基本研修までの一部履修証明書を発行する。)</p>
修了認定の方法について	すべてのカリキュラムを修了した者に修了証明書を発行する。
受講の取り消しについて	次に該当する者は受講の決定を取り消すことがある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・遅刻、早退、欠席の基だしい者</li> <li>・受講態度不良者の者</li> <li>・実地研修機関が不適格とみなす者</li> <li>・その他、当社が受講取り消しの必要性を認める者。</li> </ul>

## 5.その他

(1) 研修委員会の設置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社内において研修の安全実施及び修得程度の審査を公正かつ適正に行うための体制として、「喀痰吸引研修実施委員会」(以下 委員会)を整備し、必要に応じ開催する。</li> <li>・委員会の構成員は、医師1名、看護師1名、研修講師1名、実地研修施設の管理者等1名、実地研修機関の担当者1名とする。</li> <li>・委員長は互選とする。</li> <li>・委員長の許可に基づき、上記以外の出席を認めることができる。</li> </ul>	
(2) 安全管理のための体制	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地研修の実施にあたっては、「実地研修実施要綱」を整備し、実地研修をおこなう全ての施設へ配布・周知する。</li> <li>・実地研修の実施にあたっては、医師による実地研修指導書の取得を行う。</li> <li>・実地研修での万一の事故に備え、受講者全員に損害賠償保険への加入を義務付けするもとする。</li> </ul>	
(3) 業務に関して知り得た秘密の保持	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修事業の運営上知り得た、受講者に関する秘密は厳守する。</li> <li>・研修受講者が実習等において知り得た個人の秘密を他に漏らさないように、十分な事前事後指導を行うものとする。</li> </ul>	
(3) 研修の延期・中止及び苦情への対応	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害等の不測の事態により、研修が中断された場合は、補講を行う。</li> <li>・同上の理由にて延期の場合は、開講時期を明確にして早期に研修を再開する。</li> <li>・苦情等の相談窓口は、有限会社ウェルフェア 担当: 佐藤</li> </ul>	
TEL: 099-286-0702 / FAX: 099-286-0703とする。	